(b)　(a)に定める枠内税率については、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合に適用する。

(i)　アメリカ合衆国からの(a)に規定する原産品の各年における合計輸入数量が次の合計割当数量を超えないこと。

| 年 | 合計割当数量（メートル・トン） |
|---|---|
| 一 | 五、四〇〇 |
| 二 | 五、八〇〇 |
| 三 | 六、二〇〇 |
| 四 | 六、六〇〇 |
| 五 | 七、〇〇〇 |
| 六 | 七、四〇〇 |
| 七 | 七、八〇〇 |
| 八 | 八、二〇〇 |
| 九 | 八、六〇〇 |
| 一〇 | 九、〇〇〇 |
| 一一年目及びその後の各年 | 九、〇〇〇 |

(ii)　次のいずれかの条件を満たすこと。

(A)　関税分類番号〇四〇四一〇・一二五及び〇四〇四一〇・一六五の品目に該当する原産品の灰分の含有率が十一パーセント以上であること。

(B)　関税分類番号〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一八五、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品がホエイ（乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものに限る。）又はミルクの天然の組成分から成る製品（乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものに限る。）であること。

(C)　関税分類番号〇四〇四一〇・一三五及び〇四〇四一〇・一四五の品目に該当する原産品が、たんぱく質の含有率が五パーセント未満のホエイパーミエイトであること。

(c)　(i)　関税分類番号〇四〇四一〇・一二五、〇四〇四一〇・一三五、〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一六五及び〇四〇四一〇・一八五の品目に関し、アメリカ合衆国からの原産品であって、(b)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、次の実施区分に従って決定する。

(A)　乳たんぱく質の含有率が二十五パーセント未満の原産品については、前款2(x)及び(y)にそれぞれ定める実施区分「JPB16***」及び「JPB16****」

(B)　乳たんぱく質の含有率が二十五パーセント以上四十五パーセント未満の原産品については、前款2(z)及び(aa)にそれぞれ定める実施区分「JPB21*」及び「JPB21**」

(C)　乳たんぱく質の含有率が四十五パーセント以上の原産品については、前款2(f)及び(g)にそれぞれ定める実施区分「JPB6***」及び「JPB6****」

(D)　着色料を加えた原産品であって、配合飼料を製造するためのものについては、前款2(a)に定める実施区分「EIF」

(ii)　アメリカ合衆国からの関税分類番号〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品であって、(b)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(d)　(i)　(a)、(b)及び(c)(i)の規定は、関税分類番号〇四〇四一〇・一二五、〇四〇四一〇・一二六、〇四〇四一〇・一二七、〇四〇四一〇・一二八、〇四〇四一〇・一三五、〇四〇四一〇・一三六、〇四〇四一〇・一三七、〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一四六、〇四〇四一〇・一四七、〇四〇四一〇・一四八、〇四〇四一〇・一五五、〇四〇四一〇・一六五、〇四〇四一〇・一六六、〇四〇四一〇・一六七、〇四〇四一〇・一八五、〇四〇四一〇・一八六及び〇四〇四一〇・一八七の品目に該当する原産品について適用する。

(ii)　(a)、(b)及び(c)(ii)の規定は、関税分類番号〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品について適用する。

(e)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ－ＪＰ６の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

9　ＴＲＱ－ＪＰ７　ぶどう糖及び果糖

(a)　アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品の各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

| 年 | 合計割当数量（メートル・トン） |
|---|---|
| 一 | 五四〇 |
| 二 | 六三〇 |
| 三 | 七二〇 |
| 四 | 八一〇 |
| 五 | 九〇〇 |
| 六 | 九九〇 |
| 七 | 一、〇八〇 |
| 八 | 一、一七〇 |
| 九 | 一、二六〇 |
| 一〇 | 一、三五〇 |
| 一一年目及びその後の各年 | 一、三五〇 |

(b)　(i)　アメリカ合衆国からの(d)(i)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率については、無税とする。

(ii)　アメリカ合衆国からの(d)(ii)に規定する品目に該当する原産品に対する調整金以外の枠内税率については、当該原産品に含まれる砂糖の重量一キログラムにつき二十一円五十銭とし、日本国は、当該原産品に含まれる砂糖に調整金を課することができる。当該調整金の額については、輸入の時に関税分類番号一七〇一九九・二〇〇の品目に該当する原産品に対して適用される調整金の額を上回ってはならない。アメリカ合衆国からの(d)(ii)に規定する品目に該当する原産品に含まれる砂糖の重量については、当該原産品に含まれる乾燥状態におけるしょ糖の重量により決定する。

(c)　アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(d)　(i)　(a)、(b)(i)及び(c)の規定は、関税分類番号一七〇二三〇・二二一、一七〇二三〇・二二九、一七〇二四〇・二二〇、一七〇二六〇・二二〇及び一七〇二九〇・五二九の品目に該当する原産品について適用する。

(ii)　(a)、(b)(ii)及び(c)の規定は、関税分類番号一七〇二三〇・二一〇、一七〇二四〇・二一〇及び一七〇二六〇・二一〇の品目に該当する原産品について適用する。

(e)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ－ＪＰ７の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。